

# 第5章 明治三陸地震津波災害からの復旧

## 第1節 被災者支援

### 1 被災地取り片づけ

被災地では、特に全滅に近かったところほど、事後の後片付けには人手が無く、大変な苦勞をせねばならなかった。その代表的な事例を紹介する。

岩手県唐丹村（現釜石市唐丹）では、全壊戸数380余戸、人口2,500人の壊滅的な死亡者であった（『巖手公報』1896(明治29)年6月23日）。ここへ巡査3名を派遣し救護活動を行ったが、人夫も医師もいない。助けを求め得る隣町も7里以上も離れている。そのうえ、途中の道路は各所で寸断、それに加えて樹木の転倒、障害物などが有り、通行困難なため、わずかに生存した住民を救護するだけで、実効のある救助は難行した。これが津波被災地の状況であった。

まずは近くの無被害地からの救援を求める。遺体の処理や被災家屋の取り片づけについては、無被害地の住民に応援を求めたが、もともと三陸地方は海辺の集落が多かったため、無被害の町村は極めて少なく、地元の人夫だけでは限界があった。『巖手県海嘯状況調査書』（189頁）では以下のように報告されている。

死体及び潰家の片付けに関しては、被災地付近の無被害町村住民に無償の援助を要望した。取りあえず倒壊した家を撤去し、通路を開き、がれきから用材を選び出す等の作業を行ってもらったが、東閉伊郡山田町付近の町村では、海辺の家屋が多かったため無被害の町村は極めて少なく、とても地方の人夫のみでは取り片づけが難しい。

このために、被災各地は外部から人夫を雇用したが、自治体の負担能力には限界があった。実際、東閉伊郡山田町の町会は、「人夫数50人を一週間雇用するが、その後は罹災民が各自で処理すること」と決議した。こんな事で処理できないことは知ってはいたが、費用分担能力がないために仕方がなかったのである（『巖手公報』1896(明治29)年6月25日）。

応援に来たとしても、日帰りする限りは能率が悪い。たとえ人夫を雇用して、集まったとしても、日帰りで雇用する場合には一日のなかでの実働の時間は数時間にも満たないようであった（『巖手公報』1896(明治29)年6月26日）。そこで、岩手県では県庁が人夫を募集し、当該の被災地に派遣することとした（『巖手県海嘯状況調査書』209-210頁）。各被災地への人夫の派遣人数は、『巖手公報』に掲載された。派遣されたのは気仙郡内に100人、山田方面に100人、田老・小本・田

野畑・普代に150人、南北九戸に100、合計450人におよんだ。人夫は、内陸の郡から募集した。二戸郡(100人)、盛岡市・南北巖手郡、紫波郡(150人)、稗貫郡(100人)、水沢郡(50人)、磐井郡(50人)という内訳であった(『巖手公報』1896(明治29)年6月21日)。

無償で被災地におもむき、被災者への支援を行う民間人も現れた。災害ボランティア活動である。まず盛岡市では、赤十字社社員や明治27、28年の日清戦争において従軍した者が、無報酬で被災者救護に従事したいと県庁に申し出たのを皮切りに、次々と応援が被災地に向かった。『巖手広報』に掲載があったボランティアだけでも、盛岡消防組100名、磐井より人夫50名、江刺より50名が終結し、被災地に向けて出発した(『巖手広報』1896(明治29)年6月23日、26日、28日)。

取り片づけにあたった人々の働き具合は、『巖手県海嘯状況調査書』や『巖手広報』に見ることができる。無償であるにも関わらず、各地から瓦礫の撤去、遺体の取り片づけにきた人夫は非常に親切で、後日役にたちそうな品物は一つひとつ拾い上げ、持ち主に返却していった。しかし、作業の効率化を図る者が欠けていたため、これらのボランティア活動が効果的であったとは必ずしもいえなかった。岩手県山田町では、数百人の人夫や工兵が一時に入ったが、全体を統括する監督者がいないため、各個ばらばらの働きとなり、一向に工事ははかどらなかった。やむを得ず、県庁より技手一人を派遣して、取り片づけの順序を定めたのが、7月15日であった(『巖手県海嘯状況調査書』171-173頁)。

一方、遺体の処理には問題があったようである。被災地では、死体の腐乱が激しく、遺体一体にあたり50銭という高い賃金を支払っても、難色を示すものがいた。

民間人からだけでなく、陸軍からも応援が入った。当時仙台にあった陸軍第二師団は、工兵一小隊を被災地の片づけのために、気仙地方に派遣した(『巖手公報』1896(明治29)年6月26日)。道路が寸断され、陸路でたどりつけない地域には海路も利用した。軍艦和泉号は、第二師団の工兵53名、士官1名及び岩手県の書記官を乗せて宮古から山田に派遣された(『巖手公報』1896(明治29)年6月30日)。

海上へ流れだした遺体回収には船舶が必要であったが、被災地のものは全て流失したから手だてがなかった。そこで、海軍の協力を仰ぐことになった。岩手県知事は、横須賀鎮守府へ軍艦の派遣を申請したところ、同府において速かに承諾され、帝国軍艦龍田号(867トン、5,069馬力)を派遣することになった。龍田艦は6月22日午後、宮古に入港して海上の遺体捜索の任につき、21日午後大船渡湾(当時は盛湾と称した)で死体捜索、22日朝は宮古、同日八戸へ向け出航、23日九戸へと巡航するが、航路多くの死体を回収した(『巖手公報』1896(明治29)年6月21日)。

### 罹災者支援活動の弊害

被災者を助けようとする善意の心で始められた被災地の取り片づけであったが、このような問題もあった。

郡吏を山の手側の村落に派遣して、毎日20人、30人の応援人夫を募った。当時の事とて、

弁当だけは支給するが労力は寄附してくれと頼んだが、不服をいう人はだれ一人いなかった。ところが、人夫が被災地で取り片付けに赴いたところ、あるとき流亡物品を拾って去るとの風評が出回った。これを知った人夫は気を害して、一時帰村してしまうという事態がおこった(『巖手県海嘯状況調査書』171-173頁)。

それでも、被災後一月も経過すると、力を必要とする後片付け作業は終わりに近づく。岩手県山田町に派遣されていた陸軍第二師団工兵は、7月8日に盛岡を出発して帰兵したらしい(『巖手公報』1896(明治29)年7月8日)。その他、各地各部署から派遣されていた人夫は、7月10日前後を境にして帰着の途についている(『巖手公報』1896(明治29)年7月10日)。

かえってこの頃になると、被災地取り片付けの人夫の費用等が全て国庫より出るとの連絡が県庁よりあったので、他の人夫を雇用するより被災者自身に現金収入を得させようと、他の人夫を断って被災地の老幼男女を働かせようとした。老人幼児を加えると仕事は遅れてしまったが、石垣を修繕し、防風林を植え、溝を清掃し、井戸を浚<sup>さら</sup>う等の仕事をさせた。岩手県宮古の人手の中には、髪結、時計師、提灯張、印判師等がおり、普段は力仕事に慣れていない人には、炊き出し係を担当してもらうことにより、被災地全体での復旧に努めた(『巖手県海嘯状況調査書』171-173頁)。

## 2 応急住宅

### (1) 被災直後の居住環境

災害直後の被災者の居住環境は実に様々であった。

釜石町釜石では、1896(明治29)年7月10日付けの県の調べによると、956戸のうち705戸が罹災し、5,687人中死亡者2,907人という大打撃を受けた。住居を失った被災者は、釜石町役場からの広報により、石応寺や釜石小学校を避難所として、宿泊していた(『南閉伊郡海嘯紀事』193頁)。

北隣<sup>うのずまい</sup>の鵜住居村両石でも被害は大きかった。同じ調べによると、144戸中ほぼ全ての141戸が流失、939人中790人が犠牲となった。両石の被災地では、雨露をしのぐ家もなければ、布団も<sup>むしろ</sup>筵もなく、夜間は数十人がひとかたまりとなってたき火を囲みつつ、地上にて野宿していたものや(『南閉伊郡海嘯紀事』193項)、岩穴に寝泊まりしたり、陸に打ち上げられた船を逆さまにして、その下で雨風をしのぎながらなんとか寝起きをしていた。津波の来襲した時期が6月であり、寒さによる害は無かったが、被災地では、衣食を満たすと同時に、早く住居を作らなければならなかった(『巖手公報』1896(明治29)年7月8日)。

岩手県北閉伊郡の生存者は、津波翌日の16日は取りあえず、流失しなかった家や親族・知人の家に5人、或は10人などと引き取って貰い、急場をしのいだ。仮小屋は、北閉伊郡田野畑村島の越、羅賀、普代村大田名部などでは、大方21、22日頃にはできあがったという。田野畑村・普代両村では、流れ残った近傍の山手から、一戸5人或は7人宛の人夫を出させ、流失家屋の残材の

取り片付け、死体の片付け、又は仮小屋建築の手伝等をさせた。そのうち、県庁から差し回した人夫も来て仮小屋を建てていった（『巖手公報』1896(明治29)年7月8日）。

しかし、このように、災害後1週間も経たずに仮小屋を建てて対応できたのは、数少ない例外に属する。多くの場所では、木材不足、大工不足が悩みの種であった。仮小屋を建てるにあたり、破壊された家の流れ着いたもの、敷地近くの樹木を拾い集め、近くの村や遠野地方から大工を雇入れて、なんとか雨露をしのげるようにはしたものの、津波の威力が激甚であったため、拾える木材は全く無かつたらしい。そのような場所では、一軒家という訳に行かず、共同長屋を建てたのである（『巖手県海嘯状況調査書』南閉伊郡の頁）。

## (2) 約2か月後の環境

被災後1月半も経過して救助金の目途もつき、これを財源に家屋や主な生業である漁業の再建を図る事となったのであるが、岩手県の場合、生業すなわち漁業の復活が優先され家屋の建築はその次となったようだ。

『巖手県海嘯状況調査書』の授産の項を拾いながら、北の九戸郡から南の気仙郡までを以下に辿ってみる。

九戸郡には授産世話掛として役場の吏員二名があたった。県庁からは事務員が出張し、万事を斡旋した。なお、被害地各部落に授産委員なるものを設けて救助金請求に関する調査を行い、漁船具の調製や家屋建築等の周旋、救済授産の方針を詳しく説明して、被災者を安心させるよう尽力した。

流材残木で造った小屋であろうとも雨露を凌げれば良い。衣服も肌を覆う事ができれば不足はない。とにかく今の季節に必要な漁船漁具を新調し、共同組合を組織して一日も早く生業に就ける事を主として復旧につとめた。

そして、各地の状況は、巡回記録からすると次の通りであった。

8月13日 久慈町門前：家屋は大抵建築の準備に着手し、半ば以上できたのは20軒あまり。

8月14日 宇部村：この村の被害地は久喜、小袖の両集落であるが、ともに漁業で生計を営んできた人たちである。今後も漁業を営んでゆく予定である。家屋半壊の人は救助金の全額を漁具漁船の新調費にあてようとしている。家屋の流失した人は20円以内を家屋建築にあて、残りで漁具漁船を整備しようとしている。宇部村においては、おおかた家屋建築の準備に着手しているところである。

8月15日 野田村：下安家では、救助金の内20円で家屋を建て、その他を漁具漁船の調度費にあてる。玉川では、受救者四名の内二名は商業、一名は製塩業兼漁業、一名は漁業者である。商業者は給与金で従来通り商業を営む事とし、漁業者は家屋建築及び漁具調度費にあてる事としている。塩釜は既に着手中である。米田では、受給者十九名。みな半農半漁だが重点は漁業にある。将来も漁業中心で生活していくとしており、救助金の内30円以内で家屋を建て、その他は共同で漁船漁網を買入れ

ると決定した。港においても受救者五名でほぼ米田と同じである。野田は久慈町に似て、大半は漁農兼業者、その他は商工業者である。漁農兼業者はみな、久慈町と同じように普段は農業に従事し、漁期になると資産家所有の鰯網漁に参加する。したがって、特別には資本を要しないことになる。今回の救助金は大抵家屋の建築及農具購求費にあてるようである。商業者はその資本にあて、工業者は職業用器具購求費にあてる模様である。

東閉伊郡での8月頃の状態は、当初住居の復旧を第一としていたが、8月、9月が猛暑であったことで衣服は簡単なもので足り、家屋も不完全ではあるが流材を組み立てて、なんとかしのぐことができた。幸いにも、鰹は烏賊の好漁が続き、被災者もつらさを忘れて活気を取り戻していった。これが被災地によい循環をもたらすことになった。毎日が大漁であったため、自然と衣食に事欠かなくなり、救助金などを幾らかでも受取った者はそれを全て家屋建設か造船の資金とすることができた。

気仙郡は、8月10日頃、主要な産業である鰹烏賊漁を復活することを第一とし、被災各町村について460艘の漁船が必要であると見積もった。これほどの船の製造には、12,900円が必要であった（気仙郡全体への救助金は25,417円）。ここで難しかったのは、大工と材料の確保であった。食料も続かず小屋もなく修繕所もない有様だったのである。そこで、材木は官有林の払下げを要請し、これで造船はもちろん小屋掛にも従事した。小屋掛に関しても、各自がその意のままに行うとかえって贅沢なものになることを恐れ、授産世話掛は質素に建築すべき事を広く説諭した（『巖手県海嘯状況調査書』）。被服家具料の上限は20円であった。（第3章第2節（2）政府救助金の項を参照の事）

### （3）3か月後の環境

約3か月後、気仙郡に関する状況報告が9月17日付けで残っている。ここでは気仙郡でも大船渡よりも南の地域についての報告を要約する。

9月12日：気仙村：小屋掛及び家屋建築に着手しており、本月中に大半は出来上がる見込みであるが、完全な復旧には今後およそ2か月必要であろう。

9月13日：米崎村：被害が少なかった地域であったから家屋の修繕建築は大半完成していた。その後小友村に行ったが、家屋は既に三分の一は建築し終わっていた。

9月14日：広田村：家屋建築材は全て官有林に頼り、多数の職工を雇用して目下伐採に着手中であった。部落ごとの世話掛が代わる代わる山に入り伐採の監督をしていた。ただ、同村は被害が激甚であった地方であったから、本年中に三分一くらいは建築できる見込みではあるものの、全部完成するのは来春であろう。

9月15日：末崎村：字細浦、門の浜などは家屋の建築小屋掛は大半出来上った。ここは被害

が最も激甚であった地方で、多数の家屋が流失し、小屋掛建築等には大変難渋した。用材は全て官有林からであるが、その運搬が不便な事、職工が不足した事とで難航していた。家屋の完成は来春までかかるであろう。小友村、末崎村より鉄類、釘類、布団、糸網の類の購入を頼まれたので、東京に注文した。官有林払下げの件については、至るところで多少の苦情を見聞した。当初は官有林なら多少価格が安いと思っていたが、尺締が厳密でしかも不用木（4分の1もしくは3分の1）が多いため、かえって高くなったようだ。今回の巡視は寒冷に向う季節でもあり、家屋の建築は一層急を要すると思ったので、主として家屋の建築と漁船の製造とを督励した。

同じ気仙郡でも、大船渡から北の地域については後の翌年3月まで報告がない。

#### (4) 4か月後の環境

1896(明治29)年10月末の各地の状況は、南閉伊郡に関しては次のようであった。

釜石町：小屋掛の竣工したのが335あったが、皆一時の急造に過ぎず、なお建築準備中のものが若干あった。

うのすまい 鶴住居村：小屋掛の竣工したものが273、これも一時の急造で、残りは建築準備中であった。

大槌町：小屋掛の竣工したものが117、一時の急造で残りは建築準備中。ただし、この町では以前に官有林立木の払い下げを得ていたから、一般建築の点においては釜石町に比べ幾らかは容易であろう。

同じく東閉伊郡では、次のようであった。

船越村字船越、田の浜：旧宅地は風浪の激しい時には一面浸水していたので、宅敷地を新設する必要があった。これ迄に竣工した小屋も、罹災者相互に協力して作った5~7七坪まきの小屋のみである(屋根はまきで、これに石を載せて押さえである)。しかし、今日に到り、新宅地の設計も完結したので、それができ次第家屋を建築しようと計画しているが、問題は職人である。郡役所と協議して花輪村より13人の職工を雇い入れた。これ等の事業は年内に完了する予定としているが、人夫が不足しているから完成は来年春であろう。当村の新宅地は一戸当り40坪を配当する計画である。一戸の負担は船越で17円内外、田の浜は20円内外。全て下渡金より支弁し、かつ小屋掛料にも間に合うとの見込み。

田老村：船越村、山田町と同じく、新宅地を撰定新設する必要がある。しかし、この工事は両村に比べかなりの大工事となるので未だに設計されていない。したがって、小屋掛さえ未だ進んでいるとはいえない。特に村長以外の役場職員は、津波後に雇い入れたものであるから、全ての事務が滞り当郡中最も困難を感ずるところである。津波後は、住民が気力を失っていたが、船舶の新造が進むにつれ活気が出てきて、今ではここを

捨てて他所に移住しようとする者もないようである。全住民が新宅地所の一日も早く確定する事を希望している。

## (5) 5か月後の環境

以下は九戸郡での11月頃の状況である。

久慈町：罹災民の多くは資本家製造の鯛網に就いて稼業し、個人で独立した者は少ない。したがって、家宅の建築等はこれより今や大いに面目を改め家屋建築済 59 棟、建築中のもの 12 棟であった。

種市村：被害を受けたのは字八木、宿戸、川尻等であった。ここでも漁船の新造 50 隻以上となり、漁業上別に不都合を認めない。冬期に備えて一般家屋の建築は夜を日に継いで行われており、今後 30 日以内に終了する見込みであり。恐慌もなく新年を迎える事であろう。

中野村：種市村とほぼ同様である。漁船は 30 隻出来上がり、なお増加に努めている。目下家屋建築に忙殺されているので、漁具の方は十分ではない。

野田村：久慈町とほぼ同様で、家屋の建築も大いに進んでいる。

宇部村：罹災民は皆専業漁師である。被災後、漁船・漁具造りに励み、大体の準備を終え、家宅も殆ど残らず完成した。

## (6) 翌年3月

大船渡村：津波来襲以来借家生活していたものも、今日では宅地借り入れの計画中である。木材は準備済みのもの、また既に着手したものもある。被害者中 2 割が従来の宅地から移転した。

赤崎村：今住んでいる新築の家屋は将来馬屋に使用するものでしかない。被害者中 6 から 7 割は従来の宅地から移転、又は移転予定である。家屋の新築 92、修繕 23、仮小屋 44、未着手 26、計 185 戸である。

その他、綾里村、越喜来村、吉浜村、唐丹村についての状況を下表にまとめる。

表 5-1 岩手県内の村における津波後の家屋の復旧状況 (出典：『巖手県海嘯状況調査書』)

### 綾里村

	田浜	石浜	港 岩崎	白浜 野々前	小石浜 砂金浜	計
新建家	18	13	25	11	8	75
修繕家	1	1	1	0	0	3
仮小屋	29	21	13	9	11	83
計	48	35	39	20	19	161
小屋掛なきもの	12	4	25	7	2	50

**越喜来村**

	崎浜	浦浜	泊	甫嶺	計
新建家	19	17	4	9	49
修繕家	0	1	1	0	2
仮小屋	39	6	3	6	54
計	58	24	8	15	105
仮小屋せざる分	9	3	2	4	18

**吉浜村**

	本郷	根白	千歳	増館	計
新建家	8	0	0	0	8
修繕家	3	0	0	0	3
仮小屋	1	0	0	0	1
計	12	0	0	0	12
小屋掛なき分	24	0	0	0	24

**唐丹村**

	花露辺	本郷	小白浜	片岸	荒川	大石	計
新建家	6	0	11	5	4	0	26
仮小屋	1	7	18	0	3	0	29
計	7	7	29	5	7	0	55
仮小屋なき分	32	102	100	17	18	0	299

唐丹本郷、小白浜の2集落では全滅に近い状態であったのだが、新宅地をどうするかが議論となり、大幅に遅れていた。この時点で、本郷は寄附された畑地に被害者の8、9割の人が移る予定で、地普請及び新築材の準備中であった。小白浜も同様であった。

**(7) 1年後の環境**

1897(明治30)年7月の九戸郡長の報告によると、「家屋はほぼ建築済みであり、未だ終わらないものは郡内を通じて十戸内外に過ぎず、これらも今秋迄には建築出来るであろう」となっている。被災地の復興は、一年を経過してほぼ完了したように見える。

**(8) 小屋掛の費用**

小屋掛費用のわかる下閉伊郡(東北閉伊郡)について次表のようにまとめる。費用は、1軒当たり10円から95円までと大きくばらついている。応急住宅である仮小屋と本建築との区別がされていないからであろう。また、家屋のみの場合と、宅地造成費用まで含むものとも混在しているようである。

表 5-2 下閉伊郡(東北閉伊郡)における小屋掛料(出典:『巖手県海嘯状況調査書』)

	小屋数	全費用	平均単価
磯鶏村	119戸	2,975円	25円
崎山村	12	1,140	95
欽ヶ崎町	142	4,260	30
津軽石村	11	825	75
重茂村	154	3,850	25
船越村	256	2,560	10
織笠村	50	1,180	23.6
大沢村	189	6,615	35
田老村	155	2,790	18
山田町	462	13,945	30.2
普代村	84	4,200	50
小本村	97	2,910	30
田野畑村	34	2,040	60

## 第2節 交通・通信の被害と復旧

### 1 交通の状況

この頃の沿岸道路交通は、不便なものであった。

津波来襲後に被災地を検分した侍従一行は、沿岸の道路はどこも険しい山道であり、牛や馬でさえ喘ぎ喘ぎやっと通行できる道路を、馬に乗りあるいは徒歩で進んでいた（『巖手公報』1896(明治29)年7月4日）。交通状況の劣悪さが、被災者救護にも影響を及ぼしていた。

岩手県の沿岸道路では、人力車も通行しておらず、「馬背による」便しかなかった。閉伊郡船越村は、西館という高台の一戸以外は全て流失していたが、生存者600名程が、食糧欠乏のために飢餓状態に陥っていた。宮古から米を送る手配をしたが、途中人馬の通行できない所があつて運べず、物資の輸送に苦慮した。北隣の宮古からがだめならば、南隣の大槌町役場へ米を運んでくれとの要望をだした。しかし大槌町も宿屋から資産家までみな同じく米を失い、蓄えのなかった者は町からの支給に頼っており、とても援助できる状態ではなかった（『巖手公報』1896(明治29)年6月24日）。

当時は、内陸から直接沿岸へ大量の物資を届ける訳には行かなかった。岩手県の県庁所在地である盛岡から宮古までの28里は比較的整備されていた方で、人力車が利用できた。板垣内相は災害直後の巡視の際、まず県庁に立ち寄り、この道を利用して2泊3日の行程で沿岸に出た。内陸からの援助米の輸送に当たっては、北上川を利用して河口の石巻に運び、ここで汽船に積み替えて沿岸の被災地に配送するという、時間のかかるものとなった。

一方、宮城は陸軍第二師団の直接管下であり、赤十字社特派員、軍医看護婦、工兵の派遣が迅速に行われた。汽車の便の良い事も幸いしていた（『巖手公報』1896(明治29)年7月2日）。しかし、宮城県でも、被害後一週間程は道路が開通せず、その上海路の便船もなく、ついに日用品、糧米に至るまで欠乏してしまった。歌津村に出張した警察官などは、玄米を炊くなどして飢えをしのがなければならぬ状態に置かれたのである（『宮城県海嘯誌』109項）。

道路不通の原因には、橋梁落下、道路破損などがあつたに違いない。『岩手県統計書』によると次表のようであった。

表5-3 岩手県下の道路、橋梁の被害状況 (1896(明治29)年『岩手県統計書』(8))

	気仙	南閉伊	東閉伊	北閉伊	南九戸	北九戸	損失 価額
道路毀損延長、員数	17,011 間	2,996	7,452	1,850	3,367	970	
損失価額	27,384 円	4,742	19,094	2,850	3,356	686	58,112 円
橋梁流失 箇所、員数	75 個	2	60	8	3	26	
損失価額	2,336 円	1,204	4,783	2,700	2,010	2,487	15,520 円
橋梁毀損 箇所、員数	2 個	5	5	0	3	0	
損失価額	23 円	237	1,476	0	300	0	2,036 円

岩手県以外のものについては、内務省県治局調査結果が伊木の報告に付されているが、上記統計書とは違いが見られる。岩手県の流失橋梁は統計書では 174 か所、内務省調査では 234 か所となっている。おそらく、統計書の方が被災後 1 年以上経過してからのものであるから、正確な数字であろう。

表 5-4 被災県の橋梁、港湾施設の被害状況

(出典：伊木常誠「三陸地方津浪実況取調報告」『震災予防調査会報告』第 11 号)

	橋梁			岸及び港湾 波止場破損
	流失	破損	計	
宮城	46 所	7 所	53 所	0 所
岩手	234	45	279	144
青森	4	1	5	6
計	284	53	337	150

大小合わせて 200 近い橋が落ち、道路が寸断され、更に船の着く波止場まで破損するようでは、物資輸送に大きな差し支えとなったはずである。

その上、海には障害物が大量に漂った。『宮城県海嘯誌』にある松島丸の航海日誌をでは、6 月 18 日の海上の状況を以下のように伝えている。

海上平穏で北上川を志津川方面に移動中。桃生郡沿岸に差し掛かると、薪又は材木が海上に漂流し 3 里ほどの長さに及んでいた。次に塵芥什器の流動するものが、その倍にも達していた。本吉郡の海境に入ると、破潰した家屋材が海を覆い隠し、海水が見えなかった（『宮城県海嘯誌』120 頁）。

津波来襲後の被災地では、流失家屋の木材が漂着し、浜に堤防や波止場を築いたかのような光景が見られた（『風俗画報』臨時増刊第百十八号、海嘯被害録上巻 22 頁）。

陸上でも、場所によっては道路上に破壊された家屋や流木などが堆積され、交通を妨げた。岩手県宮古や鉾ヶ崎は被害が極めて大きく、がれきは山となって通路を塞いでいた（『岩手県海嘯状況調査書』206 頁）。例えば、鉾ヶ崎では、宮古から藤原に到る新晴橋が津波第一波により落橋した。当時の岩手県内には、橋長が 50 間（約 90m）を越えるものが 12 あった。新晴橋はその一つで、長さ 84 間、県内第二橋であった。この頃の橋は、県税でつくられたもの 8 橋、官費 1、官費民費併用 1、民費 1、民費寄付金併用 1 となっており、県税によるものがほとんどであった（『岩手県統計書』（8）96 頁）。

被災した橋梁の工事は、地域の復旧に直接的に関係のあるものである。復旧を急ぐあまり、前倒しで着工して後に問題になった事例もある。危急の際だから、平常の手続によって架設するまで待つてはられない。郡長の独断で、工費は、橋銭（通行料）を徴収して捻出しようというこ

とにして請負人に橋を架けさせた。しかし出来上がってから、県庁より橋銭徴集をしてはならないと連絡があり、請負人に弁償してやっと通れる様になった(『巖手県海嘯状況調査書』176-177頁)。橋新設及び架け替えの費用を『岩手県統計書(8)、(9)』より拾うと、次のようになる。29年度、30年度の市町村税の支出が突出しており、この両年度内において、市町村が主体となって復旧に力を注いだことが伺われる。また、寄付金も29年度に急増している。政府からの救助金交付の際に、土木事業に使用してはならないとの条件がつけられていたため、橋の復旧は、この3種の財源で実行されたものと思われる(第3章第2節(3)参照)。

表5-5 岩手県の橋梁の復旧財源(出典:『岩手県統計書』(8)、(9))

	県税	市町村税	寄付金	合計
27年度	24,893円	4,197円	0円	29,090円
28年度	5,164	5,497	111	10,773
29年度	9,774	20,455	2,052	32,281
30年度	9,512	13,566	441	23,519
31年度	4,356	9,845	955	15,156

大津波に襲われて、この地方の住民のもっとも苦しんだのは道路事情の悪い事であった。これが原因で万事に不都合を感じたからである。しかし、これを契機に、沿岸交通への関心が高まった。従来までは鉄道交通の議論があるたびに、不必要だと冷淡であった人々だったが、災害により迅速な交通でなくてはならないと鉄道開通に賛意をしめすようになった(『巖手公報』1896(明治29)年7月31日)。

## 2 通信の状況

電信が生きていた宮城県では、沿岸からの第1報が津波当夜に県知事へ届けられた。そのおかげで、次の日の夜には県知事等が現地入りし、17日の朝から視察を開始、対策に取りかかるという、素早い行動を取る事ができた。

これに比べ岩手県では、郵便電信局も痛手を受け、釜石の西にある遠野局からの16日午前9時過ぎ発が第1報となった。その電文は、「昨夜釜石町、津波のため全町過半が流失、人畜の死傷おびただしい、電信局も流失、電信不通」というものであった(『巖手公報』6月17日)。もっとも、前夜に同文の号外が出されてはいたが、大方の内陸の人たちが知ったのは、宮城では県知事が現場で対策を練り始めて居た頃である。情報伝達の善し悪しが際立った例であろう。

引き続いて、同じく遠野電報として、「釜石の災難においては過半の人が死に、生存者は飢餓に苦しみ、目下救助中」(6月16日午後0時45分発)といった悲痛な叫びが伝えられてくる。

当時、この岩手、宮城県には20の郵便電信局があった。岩手県下の局舎5局が流失、1局が大破であった。人的被害については、局長3名が死亡、1名負傷。局員2名死亡、3名負傷、<sup>ていそう</sup> 通送人

5名死亡、1名負傷。集配人5名死亡、1名負傷、切手賣下人13名死亡、2名負傷という状況であった。宮城県では、大谷、雄勝の両局が破壊された。そのほか、局舎に異常は無かったが、海水が入り郵便物が流されたのは、岩手県盛、大槌、津軽石、宮古、宇部、久慈、侍浜、青森県百石、三沢で、被害にあった郵便物の総数は確かには把握できていない。

電信関係の被害について、6月26日付けの仙台局長から逓信省への電報が、『風俗画報』に引用されている（『風俗画報』臨時増刊第百十九号、海嘯被害録中巻9頁）。流失電柱は志津川・気仙沼間53本、破壊された電線2里10町（10km）、気仙沼・盛間68本、1里半（5.8km）、釜石・大槌・山田間51本、1里11丁（5.1km）、山田・宮古間33本、2里半（9.8km）、久慈付近32本、1里半（5.8km）という被害状況で、合計で36.5キロメートルにも及んだ。

各地で電信を早期に復旧しようとする努力が始まる。釜石電信局の局長は、まさに溺死せんとして九死に一生を得たのだが、「職務に殉ずるのはこういう時である。電信の不通は目下第一の不便だ」と努力を始めた。

郵便局は、局同志での連絡がうまくいっていたようであった。遠野郵便局長は、釜石郵便局流亡の知らせを聞くと、16日午前9時に遠野を出発、同日午後4時釜石到着。釜石電信局々長と打合せ局務を担当することとした。まず流失した局舎を捜索して予備器械を発掘し、直ちに鈴子町の田中製鉄所に談じ込み、一室を借受けて事務所にあて、また田中製鉄所備付けの電話用電池を使用してにわかづくりの電池を作り上げた。

翌17日未明から局用諸品の捜索に手を尽くすが、室内に破材が堆積して見つけ出す事が出来ない。やむをえず、持合せの手帖を引裂いて用紙とし、又微かな音響に頼って受信を為し、午前10時に電信を開始できた（『南閉伊郡海嘯記事』185頁）。

もっともこれには以下のような若干違う説もあるので注意が必要である。

「釜石の郵便電信局は海嘯により流潰したのだが、17日午後より修繕して、機械を釜石鉾山と大槌より取寄せ、19日より発信した」（『岩手県海嘯状況調査書』122頁）

また、県外の青森からも応援が来た。青森郵便電信局が、釜石に7名、宮古へ2名の局員を派遣した（『巖手公報』1896(明治29)年6月21日）。しかしあまりにも大勢が出かけたので、本来の青森電信局での本業が手薄になり、特に津波関連だけでの数百の電報を処理するのに多忙を極めた（『東奥日報』1896(明治29)年6月25日）。

こうした努力が実り、次々と電信や郵便は回復する。東北地方の電信について、今回の津波災害にて不通となった電信は、19日午後1時をもって巖手県東閉伊郡山田まで開通し、また20日をもって宮古まで開通した。ただし、所々において漏電があるので、宮古・山田・大槌行きの電報は非常に遅れるだろうとの見込みであった（『東奥日報』1896(明治29)年6月24日、『巖手公報』1896(明治29)年6月23日）。ただし、平時であっても今の季節は北海道漁業のため電信が輻輳する時期であり、これを何とかしようと複線計画があった程の電信状況であった。そこへ今回の災害のため、更に電信が輻輳している。輻輳の例として、盛岡電信局より20日午前11時8分に至急局報として東京へ当てたものが、午後3時15分に到着したのがある。これで、如何に輻輳しているか

を知ることが出来よう（『東奥日報』1896(明治29)年6月24日）。

こうした状況を解決するため、逓信省は19日の夜書記を急派して、事務を補助させる事となった。横浜郵便電信局から、4名の応援が6月25日青森郵便電信局に到着する（『東奥日報』1896(明治29)年6月26日）。

## 第3節 経済・産業への影響

### 1 津波後の経済状況

「経済界より見渡す海嘯」と題する論説が『巖手公報』に掲載された。生産の3要素資本、労力、天然の三者について論じられている。その要約は以下のようであった。

流動資本、すなわち被災者の貯蔵していた現金、食料、被害者に貸付けた金額の損失、及び各種の海産物肥料その他商品として貯蔵していたものの流失等を総合すると、その被害額は多額に上るに違いないが、積算が難しいであろう固定資本では、先ず家屋の破損流失を一万（棟）と概算すると、数十万円ほどであろう。漁具の流失も数十万円。家具家財も元通りにすると購入費は数十万円に達するであろう。

労働力の点から見ると、特に漁業者は気風・慣習・熟練において、他の労働力をもってにわかには代用することが出来ないので、将来の海産事業に及ぼす影響が小さくないであろう。また、漁場に関していうならば、新漁場開発の必要もあろう。また、人的損失の影響を全国的に見ると、我が国男女4千万人の一人平均生産力は12銭と云われるから、3万人の死者が全国の総生産に及ぼす影響は決して小さくはない。

次に生産の一要素である自然について考えてみる。農作被害について見るならば、農地が狭い所であるから、その影響は大きくはなからう。ただし、昨日まで雲雀の住んでいた麦田が蟹の住む所が変わったのでは、有租地より免租地に組替えられるものが非常に多いであろう。市街地では、津波のために長く地価の下がる所が出るに違いない（『巖手公報』1896(明治29)年6月28日、30日、7月1日）。

### 2 製塩業への影響

岩手県九戸郡のうち、小本村、田野畑村、普代村では製塩業が主産業で、この3村が九戸郡の需要を満たしていた。しかし、製塩場が全て流失し、食塩が入手困難となったことで、この機に乗じて私利を得ようとし、市価を混乱させるものもいた（『巖手公報』1896(明治29)年6月25日）。

製塩所の被害は、1896(明治29)年『岩手県統計書』によると、次のようであった。

表 5-6 岩手県下の製塩業の被害 (出典：『岩手県統計書』(8))

	製塩所		
	流失	破壊	損害価額
気 仙	15	1	8,400 円
南閉伊	15	0	22,500
東閉伊	16	1	6,650
北閉伊	22	0	8,350
南九戸	11	0	8,250
北九戸	39	1	15,240
合 計	118	3	69,390

この被害によって、1896(明治 29)年の製塩量は少なからず影響を受けたようだ。1896(明治 29)年『岩手県統計書』によると、災害の年には製塩量は半減し、20 から 30%の価格上昇を見るが、翌 30 年には生産量はほぼ旧に復した。製塩業に関しては 1 年で復旧したと見て良い。しかし、価格は被災前の倍以上となった。これは津波災害による品不足とは別の要因であろう。

表 5-7 製塩の価格変動 (『岩手県統計書』から抜粋)

	製塩産額	価額	1 石の価額	竈数
27 年	22,816 石	26,036 円	1 円 08 銭	586
28 年	26,122	27,860	1. 08	114
29 年	12,736	16,871	1. 33	97
30 年	21,299	55,622	2. 61	83
31 年	25,221	39,598	1. 57	90
32 年	23,092	23,579	1. 61	89

### 3 米と麦への影響

地域的な品不足から、米価が上昇した。当時 1 升 8 銭程度であり、救助金配分に当たっては、一人一日 4 合の代金として 3 銭 2 厘が見込まれていた。

しかし、岩手県沿岸の気仙郡盛町では、商人が品物を売らずに価格を引き上げ、この際とばかり儲けようとしたために、当地の米は一升 13 銭に値上がりした (『巖手公報』1896(明治 29)年 6 月 25 日)。三陸米の集散地である石巻の米商も、この時とばかりに強気に出て、中には中等米 1 石 8 円 20 銭から 40 銭の声を聞くに到った (『巖手公報』1896(明治 29)年 6 月 28 日)。

ただし、この米価の高騰は、津波のためか、長雨のためか、確かなことは分からない。8 月に入ってもやや高めである。この頃は収穫前で品薄になっている事も影響したのであろう。盛岡の相場を見ると、一石あたりの米価は、玄米上 9 円 10 銭、同じく中 8 円 80 銭、同じく下 8 円 50 銭、白米上 10 円 50 銭、同じく中 10 円、同じく下 9 円 80 銭であった (『巖手公報』1896(明治 29)年 8 月 1 日)。

しかし、岩手県として米・麦の生産量を見ると、多少の減収ではあるが、大きな変化とはいえない模様である。

表 5-8 岩手県における米・麦の生産量の変動 (出典：『岩手県統計書』(8)、(9))

	米		麦		
	粳米	糯米	大麦	小麦	裸麦
27 年度	530,972 石	70,436 石	190,827 石	53,558 石	2,347 石
28 年度	505,272	63,035	204,545	56,372	3,329
29 年度	430,543	54,994	182,348	50,314	2,697
30 年度	347,973	45,229	202,266	54,457	2,827
31 年度	458,759	58,566	223,720	61,288	3,324

## 4 海産物への影響

当初は、海産物の産出量の減少が危惧された。もともと、宮城県金華山以北から青森県尻矢崎までの沿岸は北海道に次ぐ良い漁場で、貿易品としては乾鮑、乾鰯、煎海鼠、乾蝦、海草の類、国内向けには肥料、鰹節、鮪節、その他各種の鮮乾魚を産するところであった。ここでの大漁不漁は全国の海産市場を左右するものであっただろう。当時の専門家の見解は、津波で漁場が変化するのに加え、漁具と漁夫の数多くが失われたので、元に戻るには少なくとも三年はかかるということであったが(『巖手公報』1896(明治29)年6月30日)、回復は意外に早かったようである。

1896(明治29)年『岩手県統計書』によると、水産加工品の年産額は次表の通りで、1896(明治29)年には確かに減ったが、この7年間の最低という訳ではない。漁獲金額も29年にやや落ちるけれどもすぐ盛り返し、その後は年を追って増加していく。29年の減少が小さくて済んだのは、季節が夏であった事から、家屋よりも生業である漁業復旧を第1とした方針の効果であったといえるのかも知れない。

表 5-9 水産加工品の生産額 (『岩手県統計書』より抜粋)

年度	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	31 年	32 年
価額 (円)	797,198	570,208	545,992	453,924	520,754	438,815	543,514

## 5 保 険

三陸地方を得意とした保険会社の損害は、各社の見込では全体で20万円ほどといわれる。ところで、保険金受取人はもちろん、親戚にいたるまで全て死亡した例も少なくなく、これらは全く会社の利益となった(『巖手公報』1896(明治29)年6月27日)。しかしながら、三陸地方を主とした会社はかなり影響を受けたはずである。

## 6 郵便貯金の払い戻し

青森・仙台両郵便電信局管内の津波被災地方では、為替受取人や貯金払い戻し請求者の求めに応ずるため、正規の手続を省略して特例を設け、即時特別支払いをして良いと、通信局長より17

日に青森・仙台両局長へ通達があった。その手続きは次の通りである（『東奥日報』1896(明治 29)年6月21日）。

- (一) 貯金通帳又は印鑑を失ったものは、町村長若しくは警察官の証明により支払いを許可すること。
- (二) 貯金払い戻し請求をうける取扱局は、電報により通帳の記番号、氏名、金額等を取り調べること。
- (三) 払い渡し局所において未済の報知書を失った場合、貯金の場合は通帳受領証を証拠として、為替の場合は差出人よりの書面等を証拠として、どちらも正当の受取人であることを確かめた上で、証人を立て支給すること。

志津川や釜石のように全市ほとんど流失した地方では、貯金主及び家族親戚が全部死亡して受け取る事が無くなったものもあるであろうが、当局の調べによると、各被害地の預貯金人員及びその金額は次のようである。

石巻	673 人	気仙沼	424 人	志津川	344 人	宮古	343 人
盛	253 人	山 田	139 人	大 槌	88 人	釜石	131 人
田老	25 人						
合計	2,425 人						

貯金総高 54,387 円 78 銭 4 厘（『巖手公報』1896(明治 29)年6月27日)

## コラム つなみてんでんこ

「つなみてんでんこ」という言い伝えが東北地方にはある。明治三陸地震津波以降に知られるようになったが、これは、「津波のときだけはてんでばらばらに、親子といえども人を頼りにせず、一目散に走って逃げよ」という意味である。明治三陸地震津波災害では、場所によっては海岸の集落が全滅してしまう程の壊滅的な被害を受けた。

非情に聞こえるこの言い伝えには、津波による一家全滅や共倒れをなんとしても防ぎたいという願いが込められている。一人ひとりが、自分の身は自分で守ると考えて行動することが、ひいては地域や集落全体として生存者を増やすことにつながるという教訓である。

山下文男によると、「てんでんこ」とは、最初からてんでばらばらであることを認め合っているという意味あいがあるらしい。彼は、つなみてんでんこを伝えるにあたり、なりふり構わず逃げたとしてもそれを咎められるということではなく、それほど津波からの避難とは厳しく難しいものであることを強調している。

1993（平成5）年の北海道南西沖地震津波で亡くなった人々の多くが、津波がそんなに早く来るとは思わずに、家族全員で逃げようと待っていたり、車に家財を積んで逃げ遅れたり、貴重品を取りに家に戻った人たちであった。また、身体が弱くて走ることが出来なかった人、近所に注意を呼びかけて一緒に逃げようとした人も多く亡くなった。

地域全体として災害による被害者を少なくするためには、地域で助け合うという「共助」が重要である。特に、身体の不自由な人や高齢者をどのように助けるか、平常時から家庭や地域内で十分に話し合い、互いに助け合うための対策を講じておくことが重要である。しかし津波災害に関しては、助け合いが仇となる場合もある。非情なようだが、これは厳然とした事実である。

### 参考文献

山下文男：津波てんでんこ——その真意と問題点，近代消防，04年（平成16年）6月号。